

公益通報等に係る対応に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、職員等がする法令、条例、規則又は訓令（以下「法令等」という。）に違反する行為等に係る通報（公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公益通報（以下「公益通報」という。）を含む。）及び外部の労働者等がする公益通報を適切に処理するために必要な事項等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、知事部局、企業局、病院局、議会事務局、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下「知事部局等」という。）に勤務する地方公務員であつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の地方公務員をいう。

2 この要綱において「職員等」とは、次の者をいう。

- (1) 職員及びかつて職員であつて既に退職した者
- (2) 知事部局等において役務の提供を行う派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2項に規定する派遣労働者をいう。以下この号において同じ。）又は派遣労働者であった者
- (3) 県との請負契約その他の契約に基づいて行われる事業（知事部局等に係るものに限る。）に従事し、又は従事していた者

第2章 内部の労働者からの公益通報

(法令違反事実等に関する通報)

第3条 職員等は、知事部局等の事務又は事業に関して、次の各号に掲げる事実（以下「法令違反事実等」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていることにより、県が損害を受け、又は県の信用が失墜すると思料するときは、内部窓口委員又は外部窓口委員に対して通報を行うことができる。ただし、自らの人事上の処遇、給与、勤務時間その他の勤務条件に係る事項については行うことができない。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがある事実
- (2) 県民の生命及び健康等に重大な損害を与える、又はそのおそれがある事実
- (3) 前2号に掲げるほか、適正な職務執行を妨げる行為その他通報により是正し又は防止すべき不当な行為の事実

(内部窓口委員)

第4条 内部窓口委員は、総務部人事課長及び教育庁総務課長とする。

- 2 総務部人事課長は、教育委員会に関する通報以外の通報を処理する。
- 3 教育庁総務課長は、教育委員会に関する通報を処理する。

(外部窓口委員)

第5条 外部窓口委員は、1人とする。

- 2 外部窓口委員は、公正中立の立場で職務を適切に行うことができる者で、行政に関して見識を有するもののうちから知事が委嘱する。
- 3 外部窓口委員の任期は、原則として2年以内とする。
- 4 外部窓口委員、その他通報処理に係る事務に従事する職員は、職務を遂行する上で知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後にも、また同様とする。

(通報の方法)

第6条 第3条の通報（以下「通報」という。）は、電話、ファクシミリ、書面、電子メール等により行うものとする。その際、通報を行う職員等は、原則として氏名、所属名等を明らかにするとともに、法令違反事実等の発生日時、場所、証拠の状況等をわかりやすく伝えなければならない。

(通報を行う職員等の責務)

第7条 通報は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、誠実に行うものとする。その際、客観的な資料等に基づいて行うこと及び他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう行うことに十分配慮するものとする。

- 2 通報を行った職員等は、通報に関して行われる調査への協力及び情報の管理等に誠実かつ適切に対応しなければならない。

(内部窓口委員における通報処理)

第8条 通報の処理に関する審議を行うため、職員通報等処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、総務部人事課長を委員長とし、人事課課長代理、同行政管理グループリーダー及び総務部総務課法令グループリーダーを委員として構成する。
- 3 内部窓口委員は次の事項に関して、委員会の意見を聴くものとする。
 - (1) 内部窓口委員にされた通報の受理又は不受理の判断
 - (2) 調査結果に基づく措置等
 - (3) その他通報の処理に関して必要な事項
- 4 内部窓口委員は、次の事項を所掌する。
 - (1) 内部窓口委員にされた通報の受理又は不受理の決定
 - (2) 任命権者への調査依頼
- 5 委員会の庶務及び前項の事項に関する事務は、総務部人事課行政管理グループにおいて処理する。
- 6 委員会の構成員及び内部窓口委員、総務部人事課行政管理グループの職員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事し、又は従事したことのある業務に直接の利害関係のある事案には一切関与できないものとする。
- 7 内部窓口委員は、調査活動等に関して必要があると認めるときは、関係課等の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係職員に説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 8 内部窓口委員は、特別の事情があるときは、弁護士等の第三者に調査の協力を依頼し、又は通報の処理に関して意見助言を求めることができる。

(外部窓口委員における通報処理)

第9条 外部窓口委員は、次の事項を所掌する。

- (1) 外部窓口委員にされた通報の受理又は不受理の決定
- (2) 内部窓口委員への調査依頼

2 外部窓口委員は次の事項に関して、委員会の意見を聞くものとする。

- (1) 外部窓口委員にされた通報の受理又は不受理の判断
- (2) その他通報の処理に関する必要な事項

(情報管理)

第10条 委員会、内部窓口委員及び外部窓口委員は、通報の内容、通報を行った職員等の氏名その他当該職員等が特定されるおそれのある情報の管理の徹底には厳正を期するとともに、通報を行ったことにより職員等が不当な取扱いを受けることのないよう細心の配慮を行うものとする。

- 2 委員会、内部窓口委員及び外部窓口委員は、通報の対象となった所属及び職員の名称等その他当該所属及び職員が特定されるおそれのある情報の管理の徹底には厳正を期するとともに、誤った情報等により当該所属や職員が不当な取扱いを受けることのないよう細心の配慮を行うものとする。
- 3 通報を行った職員等並びに通報の対象となった所属及び職員は、前2項の規定に反し不当な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると判断したときは、内部窓口委員又は外部窓口委員に対して改善措置を求めることができる。
- 4 内部窓口委員及び外部窓口委員は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該請求の内容について調査し、必要と認めるときは、その改善又は防止のための措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第11条 内部窓口委員及び外部窓口委員は、通報の受理又は不受理の決定をしたときは、その旨を通報を行った職員等に連絡することとする。

- 2 外部窓口委員は通報の受理を決定したときは、内部窓口委員に対し速やかに調査活動を行うよう求めることとする。
- 3 内部窓口委員は、通報の受理を決定したとき、又は外部窓口委員から調査の依頼があったときは、速やかに調査活動を行うよう任命権者に依頼するものとする。
- 4 前項の場合において、調査の依頼のあった任命権者は、調査後内部窓口委員に調査結果を報告するものとする。
- 5 通報を行った職員等は、通報をした内部窓口委員又は外部窓口委員に対し、当該通報を不受理とした理由について説明を求めることができる。

(調査後の措置等)

第12条 各任命権者は、調査の結果、第3条各号に規定する法令違反事実等が明らかになった場合には、速やかに是正措置、再発防止措置等（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は講ずべき旨を関係部局長等に指示するものとする。

- 2 前項の規定に基づき、各任命権者から必要な是正措置等を講ずべき旨の指示を受けた関係部局長等は、速やかに是正措置等を講じ、その結果を内部窓口委員に報告しなければならない。

- 3 内部窓口委員は、受理した通報について、調査結果及び是正措置等を、速やかに通報した職員等に対し通知するものとする。
- 4 内部窓口委員は、外部窓口委員から調査依頼があった事案について、調査結果及び是正措置等を、速やかに外部窓口委員に報告するものとする。
- 5 外部窓口委員は、内部窓口委員から調査結果及び是正措置等の通知を受けたときは、速やかに通報を行った職員等に対し通知するものとする。
- 6 通報を行った職員等は、通報を行った内部窓口委員又は外部窓口委員に対し、当該通報に関する調査結果の概要及び是正措置等の結果について説明を求めることができる。

(知事等への報告)

第13条 内部窓口委員は、必要に応じて、通報の内容、調査結果等について速やかに知事又は教育委員会教育長に報告するものとする。

(公益通報対応業務従事者)

第14条 法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者は、次の者とする。

- (1) 第4条第1項に規定する内部窓口委員
- (2) 第5条第2項の規定により知事が委嘱する外部窓口委員
- (3) 総務部人事課行政管理グループの職員及び教育庁総務課人事法令グループの職員
- (4) その他必要と認められる者

第3章 外部の労働者からの公益通報

(外部の労働者からの公益通報の受付及び教示)

- 第15条 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関として外部の労働者からの公益通報を受け付けた所属（以下「担当機関」という。）は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを通報者に説明するものとする。
- 2 職員は、公益通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対しされたときは、当該通報者に対し、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示するものとする。
 - 3 前項の教示を行うにあたり、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が不詳であるときは、速やかに総務部人事課行政管理グループに照会を行うものとする。

(公益通報の受理及び調査)

- 第16条 担当機関は、公益通報として受理したときは受理した旨、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、当該通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。
- 2 担当機関は、公益通報の受理を決定したときは、当該通報者が特定されないよう十分配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。

(調査後の措置)

第17条 担当機関は、調査の結果、通報対象事実が明らかとなった場合には、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。

(措置の通知)

第18条 担当機関は、前条の措置を決定したときは、速やかに、当該通報者に措置の結果を通知するものとする。

2 前項の規定は、調査の結果、通報対象事実がなかった場合又は前条の措置を講ずる必要がなかった場合に準用する。この場合においては、その理由も併せて通知するものとする。

第4章 雜則

(細部規定)

第19条 この要綱に定めるもののほか、公益通報等に係る対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月13日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。